

議案第 88 号

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 28 日

提出者 世田谷区長 保 坂 展 人

(説明) 廃棄物処理手数料を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区清掃・リサイクル条例の一部を改正する条例

世田谷区清掃・リサイクル条例（平成11年12月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表1の部1の項中「40円」を「46円」に改め、同部2の項中「40円」を「46円」に、「76円」を「87円」に改め、同部3の項中「40円」を「46円」に、「2,800円」を「3,200円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例の規定（別表1の部3の項の改正規定（「2,800円」を「3,200円」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の同項の規定は、施行日以後に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に区長が申込みを受けた粗大ごみに係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

3 この条例による改正前の第56条第1項の規定により交付された有料ごみ処理券は、令和5年10月31日までの間は、なお使用することができる。この場合において、当該有料ごみ処理券を使用した事業者については、当該有料ごみ処理券を添付した廃棄物につき、この条例による改正後の別表の規定による廃棄物処理手数料の納付があったものとみなす。